暮らしの情報広場

掲載した各種イベント等は主催者の都合により中止・延期等となる場合がありますので、ご了承ください。

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

五所川原地域（行政相談）

▷１月８日㈭　10:00～12:00
▷１月22日㈭　10:00～12:00
市役所１階相談室１Ａ

問い合わせ先
市民課　内線2318

金木地域（行政・人権合同相談）

▷１月14日㈬　10:00～12:00
金木総合支所相談室

問い合わせ先
金木総合支所　内線3130

法務局人権相談

▷毎週月・水・金曜日（祝日を除く）
8:30～17:15
五所川原支局１階人権相談室

問い合わせ先
青森地方法務局五所川原支局
TEL34-2330

人権擁護啓発メッセージ

（令和６年度人権教室より／栄小５年生）

『温かい言葉は、みんなが笑顔になっていく言葉。かけた人もかけられた人もみんながいい気持ちになる言葉だと分かりました』

国民年金保険料の産前産後期間免除申請をお忘れなく

国民年金第１号被保険者で出産された方は、一定の期間国民年金保険料が免除されます。産前産後期間の免除については、保険料を納付したものとして年金の受給額に反映されます。出産予定日の６カ月前から申請できますので、該当する方は窓口へお越しください。

▷免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から４カ月間（多胎妊娠の場合は、３カ月前から６カ月間）

＊出産とは、妊娠85日（４カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

▷対象となる方

国民年金第１号被保険者で出産日が平成31年２月１日以降の方

▷必要書類

母子手帳・基礎年金番号の分かるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）

＊子が別世帯の場合、出生証明書等別途書類が必要となります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先
▷国保年金課　内線2343
▷弘前年金事務所　TEL0172-27-1339

市職員の給与や職員数などの情報の公開

市では、人事行政を運営するにあたっての公平性・透明性を高めるため、人事行政の運営等の状況を公表しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先
人事課　内線2152

県税納税証明書のお知らせ

官公庁の入札参加資格審査申請、建設業法に基づく決算等届出、建設業許可申請、所得税確定申告等のため、県税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税、個人事業税等）の納税額または未納額がないことの証明書が必要な方は、次の書類等をご準備ください。

▷納税義務者本人（法人の場合は代表者）が交付申請する場合

①申請書…県ホームページから様式と記載例をダウンロードできます。
②本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証など写真付きの公的書類
③手数料…１件につき青森県収入証紙400円

▷代理人が交付申請する場合

前記①、③のほか、
④委任状…納税義務者本人（法人の場合は代表者）が自署したもの。
申請書「委任に関する事項」欄使用可
⑤代理人の本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証など写真付きの公的書類

納税証明書は、納税者の皆さんの大切な情報を証明するものです。窓口での確認を厳正に行っていますので、ご協力をお願いします。

郵送による交付申請もできます。詳しくは県ホームページをご覧ください。

問い合わせ先
西北県税事務所　納税管理課
TEL34-2111　内線205

相続登記の申請はお済みですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていることから、令和６年４月１日から、相続登記が法律上義務化されました。

これにより、相続人は、不動産を相続で取得したことを知った日から３年以内に相続登記を法務局に申請する必要があります。

また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合にも、遺産分割から３年以内に登記をする必要がありますので、早めの相続登記申請をお願いします。

＊正当な理由がないのに相続登記をしない場合には、10万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

問い合わせ先
青森地方法務局五所川原支局
TEL34-2330